三重県都市計画基本方針　要旨

第1章　基本方針の趣旨（目的と役割・構成）P1-2

三重県都市計画基本方針（以下「基本方針」という。）は、県全体における総合的、一体的観点からおおむね共通する都市づくりの方向を示すものであり、平成 32 年に改定時期を迎える現行の都市計画区域マスタープランは、この基本方針に基づき策定することとしています。

第2章　三重県の都市づくりにおける課題整理P3-29

現行マスタープラン策定後に生じた主な社会情勢の変化およびそれに対する国・県の諸計画や法整備等の動向からみた課題、現行マスタープランの検証結果から見えてきた課題を整理します。（詳細は裏面参照）

第3章　三重県の都市計画の基本的な考え方P30-45

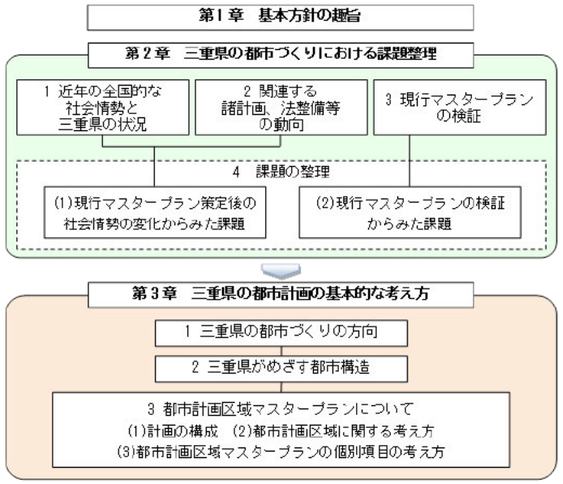

三重県都市計画基本方針の構成

1　三重県の都市づくりの方向 P30-33

県では、「幸福実感日本一」を目指し、平成 24 年に『みえ県民力ビジョン』（県総合計画）を策定しました。このなかで、政策（Ⅲ－5）として「安心と活力を生み出す基盤」を掲げ、県民の利便性や安定した生活の確保、交流・連携や経済活動の活性化等をめざすこととしています。これらの目標や前章で整理した都市計画の課題をふまえ、新たな都市づくりの方向は「県民と共に考える地域づくり」を土台とし、下図に示す 4 つに整理します。（詳細は裏面参照）

各都市においては、地理的条件、人口の推移・構成、産業構造、災害の被害想定などの地域特性に応じ、注力すべき方向にメリハリをつけることも重要です。

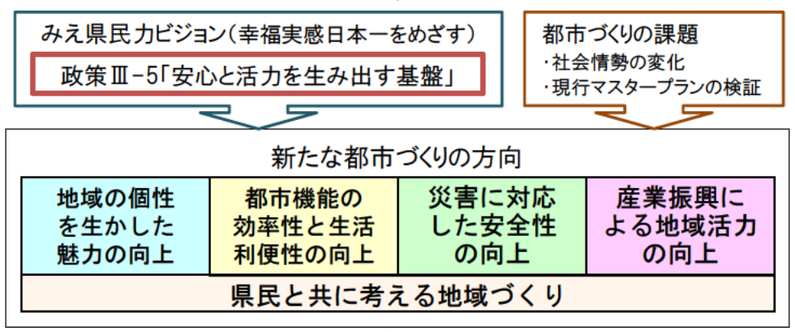

新たな都市づくりの方向

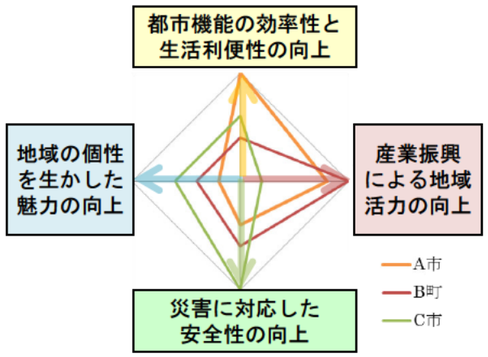

都市づくりの方向
（メリハリをつけた取組のイメージ）

2　三重県がめざす都市構造 P34-37（詳細は右側参照）

4 つの「都市づくりの方向」にしたがい、将来都市像と現状との乖離を解消するため、従前の取組をより実効性のあるものとするための変革の観点を以下に示します。

①都市経営の観点：効率的で利便性が高く、持続可能な都市構造の形成
②都市防災の観点：大規模自然災害の被害低減に向けた都市構造の形成
③都市活力の観点：地域経済の活力維持・向上に向けた都市構造の形成

これらの観点を取組みに反映させることで、「地域特性に応じた集約型都市構造の形成」を目指します。

3　都市計画区域マスタープランについて P38-45

都市計画区域マスタープランは、現行同様、第 1 章で当該都市計画区域が属する広域圏の目標（圏域マスタープラン）を、第 2 章以下で当該都市計画区域の土地利用規制の基本方針および都市計画決定の基本方針（区域マスタープラン）を記述する構成とします。

※本項では、その他都市計画区域マスタープランに記述すべき個別項目等についても、共通の判断基準や検討方針等を示しています。（本編参照）

【変革の観点】

① 都市経営の観点：効率的で利便性が高く、持続可能な都市構造の形成

市街地の人口密度が低下すると、医療、子育て支援、商業等の生活サービスの提供が困難となり、一人あたりの行政コストも増大します。

そこで、高齢者でも暮らしやすく若年層にも魅力的な都市をめざして、「立地適正化計画」を活用し、生活サービス施設を市街地の中心部等へ立地誘導するとともに、その周辺および公共交通の沿線地域等への居住誘導を促進することにより、一定エリアにおける人口密度の維持を図ります。

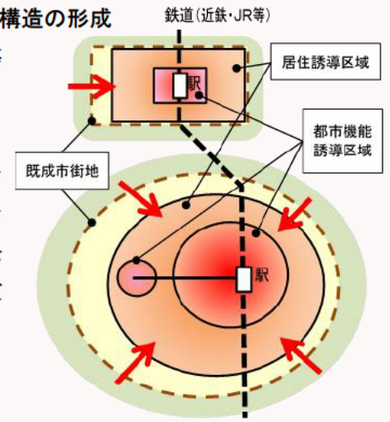

【目標（案）】・居住誘導区域内の人口割合が増加

② 都市防災の観点：大規模自然災害の被害低減に向けた都市構造の形成

大規模災害の発生が懸念されるなか、土地利用・施設配置については災害リスクが低い場所で市街地を形成することを基本とし、災害リスクが高い場所における土地利用については、その用途を考慮しながら、建築物の構造強化等を促進し災害による被害の低減を図ります。

特に南海トラフ地震等大規模地震への対応としては「三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針」にしたがい、災害リスクを明確に把握したうえで、市街地移転の可否等、都市構造の再編をふまえた検討を行います。

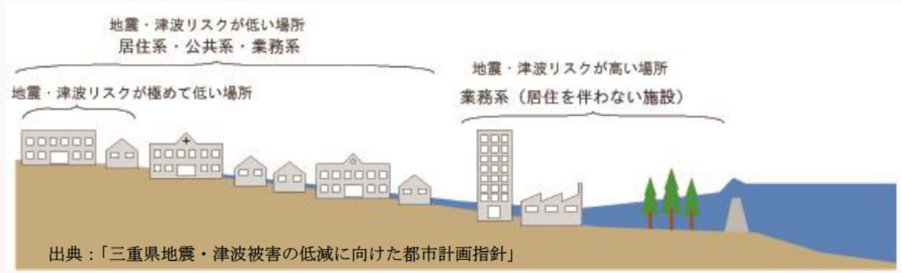

出典：「三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針」

【目標（案）】・大規模災害リスクの高い区域内の人口割合が減少

③ 都市活力の観点：地域経済の活力維持・向上に向けた都市構造の形成

新名神高速道路、東海環状自動車道、紀勢自動車道等新たに整備が進む高規格道路ネットワークやリニア中央新幹線等産業振興に資するインフラを活用し、産業機能の集約に向けた土地利用を促進するとともに、観光や農林水産を含む全ての産業活力を支える新たな都市基盤の検討・整備を進めます。

本県北部におけるものづくり産業の優位性をふまえ、次期都市計画区域マスタープランのなかで、新たなインターチェンジ周辺等において工業系土地利用を促進するためのゾーン設定、およびこれまでの同ゾーンに係る運用等の見直しを実施し、企業誘致の促進を図ります。また、県南部の豊かな地域資源を生かした観光産業や地域に根ざした農林水産業の活力の維持・向上のために、広く国内外との交流・連携ができるよう、県全域の幹線道路等の早期供用を図ります。

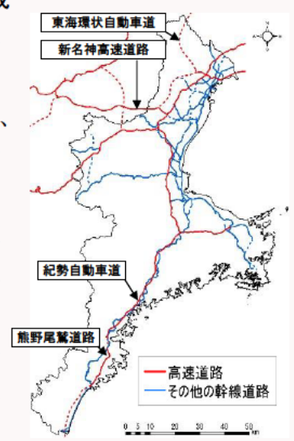

【目標（案）】・工業系土地利用誘導ゾーンへの工業施設立地割合の向上
・幹線道路等の早期供用

主な社会情勢の変化 P3-5

- 人口減少 少子高齢化の進展
- 大規模自然災害の発生
- 産業のグローバル化の進展

関連する諸計画、法整備等の動向 P6-8

・国土のグランドデザイン 2050、国土形成計画、国土利用計画
→「コンパクト＋ネットワーク」の形成
・社会資本整備重点計画
→戦略的インフラマネジメントの徹底
・都市再生特別措置法の改正
→立地適正化計画の制度化

・国土のグランドデザイン 2050、国土形成計画、国土利用計画、国土強靭化基本計画
→災害に強い国土づくり、国土強靭化の推進
・水防法等の改正
→想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域の設定と公表等
・津波防災地域づくりに関する法律の制定
→総合的な地域づくりの中での津波防災の推進

・国土形成計画
→経済成長を続ける活力ある国づくり
・まち・ひと・しごと創生総合戦略
→まち・ひと・しごと全体の好循環の実現
・みえ産業振興戦略
→強じんで多様な産業構造の構築

社会情勢の変化からみた課題 P27

○人口減少社会における持続可能で豊かな地域づくりのための手段として、**立地適正化計画が制度化され、その制度の活用等都市づくりの見直しが必要。**
・県内取組公表市町８（H28.７国交省調べ）
○戦略的インフラマネジメントの徹底が必要。
（公共施設等について、再編等による既存施設の戦略的メンテナンス、有効活用等が求められている。）
・三重県では戦略的インフラメンテナンスを推進

○災害が発生しても人命を守り、致命的なダメージを受けない「災害に強い国土づくり」が求められている。
（想定し得る最大規模の災害を想定した上で、対策を検討することが必要。
津波災害については、「何としても人命を守る」という考え方や、「多重防御」の発想により、地域づくりのなかでの取組も求められている。）
・三重県においては、大量の降雨や土砂災害は増加傾向にあり南海トラフ地震の発生確率が上昇しているなか、対応が必要。

○世界レベルでの産業動向等に対応しつつ、自立的な経済・生活圏の形成が必要。

・三重県においては、新たな成長産業、ものづくり産業、サービス産業について企業誘致に取り組み、地域の雇用やイノベーションの創出を促進し、地域経済の活性化につなげることが求められている。

現行マスタープランの検証（都市づくりの方向）P12-26

美しく魅力と個性にあふれる地域づくり

○緑豊かな都市づくり
・都市公園の供用面積は、都市公園法施行令に定める一人あたりの公園面積の基準（10 ㎡/人）を満たしている。

○歴史・文化を活かした都市づくり、美しい景観づくり
・3 市町（亀山市、伊賀市、明和町）において、歴史まちづくり法に基づく事業計画の認定を受け、歴史資産を活用したまちづくりが進んだ。
・「三重県景観計画」「熊野川流域景観計画」を策定したほか、9 市において、独自の景観計画を策定し、景観の向上に取り組んだ。

持続可能な地域づくり

○地域の特性に応じた集約型都市構造の構築
集約型都市構造形成のための土地利用規制を行った。
・新規大規模集客施設の拠点への誘導
・特別用途地区の指定(伊勢市、多気町)
・特定用途制限地域の指定(伊勢市、明和町)
（大規模集客施設の立地規制）
・市町村合併後に対応した都市計画区域再編
→市街地の拡散に一定の歯止めとなっている。
ただし、市街地の人口密度は低下傾向にありその効果は明示できない。

＜都市の状況＞
・DID：面積は伊勢志摩で横ばい、東紀州で減少し他圏域では面積拡大。一部に消滅箇所あり。人口密度は北勢で横ばい（40 人/ha 程度）、中南勢(46 人/ha 程度)・伊賀(50 人/ha)で低下傾向。
・拠点区域の人口：北勢・中南勢・伊賀では周辺と比較して維持または増加（将来は減少）。伊勢志摩・東紀州では拠点区域を含めて 15%を超える人口減少。
・拠点区域で大規模店舗の集積が進んでいる状況にはない。広域拠点区域外に大規模集客施設が立地している例あり。

○環境負荷の少ない都市づくり
・「三重県地球温暖化対策実行計画」を策定し、CO_2排出削減等に取り組み、全体としてやや減少傾向にある。

○人が集まり交流する空間の形成
・2 市（伊勢市、伊賀市）において、中心市街地活性化法に基づく取り組みを行っているが、各市町の中心市街地における商業機能の空洞化は解消されていない。

安全で快適な生活環境の創造

○安全・安心な都市の構築
・大雨の発生頻度が増大し、浸水被害や土石流、地すべりなどの土砂災害が増加傾向にあり、土地利用規制等による被害低減が十分に図られているとは言えない。
・現行マスタープランは、南海トラフ地震に伴う津波浸水被害想定等、地理的特性をふまえた対応方針が十分に示されていない。

○快適な生活環境づくり
・都市計画道路の整備に取り組んでいるが、整備率は 50%程度に留まっている。特に、東紀州地域の整備率は 25%程度であり、その必要性についても検証して見直しを進めることが求められる。
・下水道普及率は、向上しているが、全国平均(77.8%)には至っていない。これに農業集落排水施設や浄化槽等を合わせた汚水処理人口普及率は 82.6%であり、全国平均（89.9%）には至らないもののその差は小さくなってきている。

地域活力の維持・向上

○広域道路ネットワーク等を活かした産業集積
・高規格道路ネットワークの早期形成を促進。
⇒新名神高速道路、紀勢自動車道、熊野尾鷲道路、東海環状自動車道（一部区間）の供用開始。
・産業振興戦略等のもと、企業誘致等を推進。
⇒企業立地は全国と比較して大きな増加。工業系土地利用誘導ゾーン内への工場の新規立地は 3 割程度。

○個性を活かした集客交流の推進
・観光入込客数は、式年遷宮が行われた平成 25 年をピークにやや減少したものの、平成 27 年には再び増加した。

県民が主役の地域づくり

○県民との協働による都市づくり
・地域住民と市町との協働による地域の個性を生かしたまちづくりの推進（支援）
⇒景観まちづくりプロジェクト事業（モデル地区：8 箇所）等を実施し、良好な景観形成の促進を図り、地域住民が主体となった地域振興に寄与した。住民が主体となった活動が継続される仕組みが必要。
・都市計画提案制度により 5 市町において 13 件の手続きを実施しており、更なる制度活用に向けては手続きの円滑化が必要。

現行マスタープランの検証からみた課題 P28-29

・整備済みの都市公園を適切に管理し、現在の水準を維持することが必要。
・引き続き歴史・文化等の地域資源を生かしたまち並み整備を促進することが必要。
・景観向上に資する諸計画の目標達成に向けた取組が必要。

・人口減少の進行により、市街地の人口密度がさらに低下し、生活サービス施設等の維持が困難になって生活利便性に支障が出ることや、一人あたりの行政コストが増大して地方財政がより厳しい状況になること等が懸念される。持続可能なまちづくりに向けて、より実効性のある取組が必要。
・市町村合併後における一体的な都市計画の推進のため、都市計画区域の再編について引き続き検討することが必要。また、特別用途地区、特定用途制限地域など地域の実情に応じた大規模集客施設等の土地利用規制を引き続き行うことが必要。

・南海トラフ地震等大災害に対応するための土地利用の方針を明確に示し、実行して行くことが必要。

・快適な生活環境を創るための都市基盤整備を進めることが必要。
・都市基盤の整備にあたっては、財政の状況、将来の都市構造等をふまえ、効率的に実施することが必要。

・高規格道路ネットワーク等を活用しつつ、「工業系土地利用誘導ゾーン」の運用改善等を図ることが必要。
・農林水産業や観光産業等の振興を図るために必要な環境整備等を進めることが必要。

・民間企業等を含めた県民とともにまちづくりを行うための仕組みづくりに努めるとともに、関連する情報提供を積極的に行っていくことが必要。

都市づくりの方向 P30-31

- 地域の個性を生かした魅力の向上
- 都市機能の効率性と生活利便性の向上
- 災害に対応した安全性の向上
- 産業振興による地域活力の向上
- 県民と共に考える地域づくり

主な取組 P33

地域の個性を生かした魅力の向上
・都市公園を適切に維持管理するとともに、人口減少や地域の特性をふまえた整備を進める。
・地域資源の発掘に努め、その魅力を活用したまち並み整備の取組を行う。
・景観の向上に資する計画や規制の適切な運用を行う。

都市機能の効率性と生活利便性の向上
・実効性のある取組として立地適正化計画制度を最大限活用し、暮らしやすい住環境の維持・整備を図りながら、集約型都市構造の形成を着実に進める。
・行政界を越えて人やモノが集まる広域拠点の形成を図り、その拠点間を繋ぐ交通ネットワークを形成する。
・人口減少やこれに伴う財政悪化を見越した効率的な都市施設等の整備を行うとともに、民間の生活サービス施設を誘導し快適な生活環境を実現する。

災害に対応した安全性の向上
・河川・海岸堤防や治山・土砂災害防止施設等の整備を推進する一方で、市街地における土地利用変更の促進等による被害の低減対策を進める。
・地震津波については、地震・津波指針に定めた方針に従い災害リスクの低い場所へ市街地を誘導するなど、南海トラフ地震などに対応した土地利用を促進する。

産業振興による地域活力の向上
・東海環状西回りをはじめとする高速道路網の整備等で向上する物流アクセスを生かし、工業系土地利用誘導ゾーンに係る運用見直しなどにより、既存企業の事業拡大や新たな企業立地を促進する。
・本県の誇る農林水産業や観光産業をより活性化するために必要な基盤整備等を進める。

県民と共に考える地域づくり
・三重特有の景観など地域の個性を生かしたまちづくりについて、住民参画の取組を引き続き進める。